

可燃ごみ袋に関して

【ご意見】（令和6年1月10日受付）

身体障がい者・要介護高齢者で紙おむつを大量に排出する世帯にて該当する者1人につき、同一年度内に指定ごみ袋100枚までを購入していますが全く枚数が足りず不足分を購入して対応してますが月、1袋(10枚入)は使用します。

年間120枚にしていただければとても助かります。

是非、検討していただけないでしょうか。

宜しくお願い致します。

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

【回答】

本市では、平成22年度からごみ処理有料化を実施し、指定ごみ袋1枚につき40円の処理手数料をいただき、ごみ処理費用に充てております。

その際に、負担が多くなる紙おむつを使用しているご世帯への支援として、3歳未満の乳幼児には1人につき年間50枚、高齢の方や障害のある方には1人につき年間100枚、いずれも申請により「可燃ごみ指定袋」の処理手数料を減免し、市窓口において袋代金のみで販売しております。

減免枚数については、その枚数で年間の使用量が充分足りるものということではなく、減量が難しい紙おむつの処理の負担が多くなるご世帯への支援ということで、15年ほど前に決定したものです。

決定から年数が経過しておりますので、今回いただきましたご意見を参考に、紙おむつを使用しているご家庭の現況等を勘案しながら、令和6年度からの減免枚数の変更を検討してまいります。

担当 環境課